

野田市堆肥センターの設置及び管理  
に関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則をここに公布する。

令和3年1月29日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第3号

### 野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を 改正する規則

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年野田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、必要な」を「必要な」に「ことを目的」を「もの」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「（長さ2メートル以下のもの）」を削り、同項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 長さ1メートルを超え、又は直径20センチメートルを超える剪定枝

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。